

令和5年5月11日

生徒及び保護者の皆様へ

徳島県立小松島高等学校
校長 板東 潤

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の「5類感染症」に移行しました。

これに伴い、本校では次のとおり対応しますので、御理解・御協力をよろしく願っています。

- 1 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合の対応について
無理して登校せず自宅で休養してください。また、症状によっては医療機関での受診をお勧めします。
- 2 出席停止措置等について
 - (1) 医療機関等によって新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、出席停止扱いとしますので、必ず学校に連絡してください。
 - (2) 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。「症状が軽快」とは、薬を使用しなくても解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
 - (3) 出席停止措置については、保護者による「新型コロナウイルス感染症出席停止届」の提出が必要となります。症状が軽快して登校した際、担任に提出してください。病院での証明書等の添付は必要ありません。
 - (4) 同居している家族が新型コロナウイルスに感染しても、濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなりましたので、出席停止とはなりません。
- 3 学校における感染防止の取組について
これまでどおり、家庭との連携による生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等を行います。
- 4 その他
出席停止期間や必要書類等について不明な点があれば、学校へ相談してください。